

令和5年第10回教育委員会会議記録

令和5年8月29日（火）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 委託契約の締結についての意見聴取について
日程第 3 議案第2号 令和5年度教育費補正予算の意見聴取について
日程第 4 報告第1号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について
日程第 5 報告第2号 令和4年度八雲町教育関係施設の利用状況について
日程第 6 その他

◎出席者

教育長	土井寿彦
委員	松永正実
委員	羽田圭吾
委員	神原伸哉
委員	福田浩子

◎出席した説明者

学校教育課長兼 学校給食センター長	三坂亮司
学校教育課参事	小林卓也
学校教育課長補佐	松浦真理子
学校教育課施設係長	阿部任敏
社会教育課長兼図書館長	佐藤真理子
社会教育課長補佐	若山晋悟
社会教育課文化財係長	大谷茂之
図書館管理係長	菊地貴志
体育課長	伊藤勝
体育課管理係長	菊地步夢
熊石教育事務所長	野口義人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第10回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和5年第10回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、松永正実委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「委託契約の締結についての意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第1号委託契約の締結についての意見聴取について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

本件は、八雲町アイヌ文化財保存活用業務の委託契約に伴い、令和5年8月21日に見積り合わせを執行し、落札した業者との委託契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なことから、9月6日開催の第3回定例会に委託契約の締結についてとして議案を提出する予定となっております。

そのため、アイヌ文化財保存活用業務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から意見を求められましたので、意見なしとするというものであります。

それでは、委託契約の締結内容について説明いたします。議案書2ページをお開きください。

1 業務の種類は、八雲町アイヌ文化財保存活用業務で、業務内容はアイヌ文化財の保存と活用によりアイヌ文化や歴史を広く学ぶ機会を提供し、周遊を促進するためウェブサイトやリーフレットの作成をはじめ、町内のアイヌ関連石碑を保護する上屋を整備し、関連スポットに説明看板及び町内の眺望の良い場所にアイヌ語地名を記した鳥瞰図を設置し、これらを活用して学習や情報発信に取り組むものです。

2 契約の方法は公募型プロポーザルによる随意契約によるもので、業務の委託期間は、令和6年2月29日までであります。

3 契約の金額は、5千549万5千円、4 契約の相手方は、札幌市西区二十四軒4条1丁目1番30号凸版印刷株式会社東日本事業本部北海道事業部執行役員事業部長我妻康であります。

以上議案第1号委託契約の締結についての意見聴取についての説明といたします。よろ

しくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 公募型プロポーザルは、金額ではなく業者の企画の提案内容が良かったことから選ばれるということでしょうか。

○社会教育課長 公募型プロポーザルとは、委員おっしゃるとおり、複数の事業者から企画提案や技術提案を求め、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定し契約する方法です。プロポーザル方式は随意契約ですが、地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し契約を締結する例外的な方法です。本件は、アイヌ文化を学ぶ機会を広く提供するとともに、周遊を促すために、すべての利用者にとってわかりやすく、利用しやすい、そしてユニバーサルデザインに配慮した構成及び内容であること、制作物はアイヌ文化に配慮しつつ、それぞれの成果物が一体のものとして連動していることが必要であることから、高度な専門知識若しくは技術又は豊富な経験に基づく分析や問題解決能力に優れた事業者を選定することが必要であるため、公募型プロポーザル方式を実施しました。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「令和5年度教育費補正予算の意見徴収について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第2号令和5年度教育費補正予算の意見聴取についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

本件は、9月6日開会予定の令和5年第3回八雲町議会定例会に提案する令和5年度一般会計補正予算のうち教育費について、去る8月8日開催の第9回教育委員会会議でご協議いただいたところですが、この度、補正予算の査定結果が出たことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から意見を求められたので、意見なしとするものであります。

それでは、補正予算の内容についてまず学校教育課所管分から説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費69万5千円、並びに、下段3項中学校費、1目学校管理費69万5千円の補正は、スクールバス安全装置整備事業です。

昨年9月、静岡県において発生した送迎バス車内に女兒が置き去りにされ死亡した事故を受け、座席数2列以下の車両を除き、安全装置の取り付けが未就学児を対象とした送迎車両は義務化、児童生徒対象は設置が努力義務とされました。

八雲町教育委員会では、八雲・熊石両地区で8台のスクールバスを管理しており、これ

まで児童生徒の置き去り等の事故は発生しておりませんが、更なる児童生徒の安全・安心を確保するためにも全スクールバスに安全装置を整備することとし、去る7月3日に文部科学省のこどもの安心・安全対策緊急支援事業補助金の採択を受けたことから、この度整備を行おうとするもので、小学校費、中学校費4台分ずつの69万5千円をそれぞれ追加したものです。

次に、戻りまして2項小学校費、2日学校振興費70万円の追加は、山越小学校が本年創立150周年の節目を迎えるにあたり、令和5年度当初予算で記念事業費20万円の議決を頂いておりましたが、この度協賛会が正式に発足し、協賛会から改めて助成金増額の実情があったことから、山越小学校が道内でも最も古い歴史がある学校の1つであることなどを勘案し、協賛会に対し追加補助を行おうとするものです。

記念事業は、記念式典・記念表彰・祝賀会・記念誌発行・壁画作成などの事業を行うこととなり、事業費総額は540万円強を予定しておりますが、実際の助成は対象経費として算出した額の二分の一以内とし、総額90万円を予定し、不足となる70万円を追加するものです。

次に、歳入を説明いたします。議案書4ページにお戻りください。

16款道支出金、2項道補助金、8目教育費道補助金70万4千円の追加は、先ほど歳出で説明したスクールバス安全装置整備事業に係ることも安心・安全対策緊急支援事業補助金で、1節小学校費補助金、2節中学校補助金にそれぞれ4台分ずつ、35万2千円を追加するもので、一台当たり8万8千円の限度額補助となっております。

以上、学校教育課所管分の説明とさせていただきます。

○熊石教育事務所長 それでは、引き続き熊石教育事務所所管分についてご説明いたします。議案書6ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、1日学校管理費、14節工事請負費は、旧関内小学校校舎等解体事業で、1千346万4千円の増額補正予算の内示を受けたところです。

本件は、旧関内小学校校舎等解体事業で、令和5年度当初予算で解体工事費6千979万5千円を予算措置しておりましたが、今年5月1日に契約した解体工事に向けた実施設計を行った結果、工事に係る共通費、解体経費率の当初見込みを上回る改定による増額及び校舎から体育館につながる渡り廊下解体時の体育館出入口改修費用の追加工事対応分として、合わせて増額費用1千466万3千円の予算要求を行い、今回、一部削減の1千346万4千円の査定を受けたところでございます。

なお、共通費、解体経費率増額分で528万円、改修費用分で818万4千円の査定内訳となっております。

また、体育館については、新しい地域会館を令和6年度に校舎跡地に新築しますが、アーケードにより雨や雪を防ぎ行き来が出来るスタイルを予定しております。

以上、議案第2号令和5年度教育費補正予算の意見聴取についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 報告第1号

○教育長 報告第1号 「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告について説明いたします。議案書7ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、令和5年7月25日に別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告いたします。

それでは専決処分の内容について議案書8ページによりご説明いたします。

本件は、去る令和5年6月7日、八雲町鉛川無番地先の国道277号路上において、熊石小学校での勤務を終え、公民館へ戻る途中、前方不注意により、車両左前方が視線誘導標に接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は、視線誘導標の修理費である19万8千880円で、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

今後このようなことがないように、改めて安全運転、安全確認を徹底するよう指導してまいります。

この度は、関係各位にご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第5 報告第2号

○教育長 報告第2号 「令和4年度八雲町教育施設の利用状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長補佐 報告第2号令和4年度八雲町教育関係施設の利用状況について説明します。議案書9ページからになります。

議案に沿って、それぞれの施設所管担当者から報告いたします。

では、令和4年度公民館利用状況について報告します。議案書10ページをお開きください。

八雲町公民館は、社会教育課主催事業、各種社会教育関係団体の活動、教育委員会や町の会議、そして一般団体に利用されております。

表中右側中段にあります利用状況推移の欄にありますように、全体の利用件数は2千3件で、前年度対比139件の増であり、利用人数は1万8千520人で、前年度対比2千126人の増でした。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用に制限を講じたことや、定期的に利用していた団体が活動を一部自粛したことなどによりコロナ禍前に比べると利用人数は減少しているものの、前年度との比較においては、参議院議員選挙の期日前投票会場として1階ロビーが利用されたことや、一部サークルの利用が例年並みとなったことなどにより増加しております。

また、最下段の使用料区分別集計については、使用料が有料、半額減免、無料となる団体ごとに分けて集計していますが、前年度との比較においては、特に無料となる利用が増加しております。

続きまして、議案書11ページ令和4年度町民センター利用状況について報告いたします。

町民センターは、社会教育課主催事業、各種団体の活動、発表会、演奏会などの催しなどで利用されております。

年度別の推移として、利用件数は123件で前年度対比35件の減であり、利用人数は1万5千521人で前年度対比1千980人の減となっております。

これは、令和4年度においても、令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場を優先的に確保する観点から、一般の利用を大幅に制限したことによるものです。

なお、資料に記載はありませんが利用人数の合計1万5千521人のうち、ワクチン接種に関連した施設利用人数は、従事者の延べ人数と接種対象者数を併せて1万4千242人でしたので、純粋な団体等の利用人数は差し引き1千279人となっております。

続きまして、令和4年度郷土資料館及び木彫り熊資料館の入館者数について報告いたします。

入館者数の総数は6千329人で、前年度対比2千921人の増となっております。

入館者が増加した理由としましては、コロナ禍による外出自粛はあったものの、木彫り熊のブームや各種企画展の開催により増加したものと考えられます。

入館者の地域別内訳は、道内の入館者が2千982人と最も多く、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響があったものの、全体の4割以上を占める状況です。

続きまして、令和4年梅村庭園入園者数について報告いたします。

合計欄にありますように、入園者の総数は6千838人で、前年度対比931人の増でした。

また、梅雲亭は、通常1月から3月の期間は休館している施設ですが、1月に開催の二十歳の集い、2月から3月に開催されるひな人形展の期間中は臨時開館しております。

入園者の地域別内訳は、町内の入園者が4千264人と最も多く、全体の6割以上を占める状況となっております。

以上、社会教育課所管施設の利用状況となります。

○図書館管理係長 図書館の利用状況について説明いたします。議案書12ページをお開き願います。

12ページは、図書資料についての令和4年度実績統計となります。比率と記載がある欄は人口に対する数値となっております。

貸出冊数について、令和4年度は6万1千346冊となっており、人口比率で見ますと、1人あたり4.1冊の貸出となっており、前年度対比貸出冊数は3千288冊の減となっております。団体貸出冊数は1万2千409冊となっており、前年度対比91冊減となっております。

利用者数についてですが、こちらは延べ数となっております。令和4年度は1万3千918人となり、前年度対比419人の利用者減となっております。

新型コロナウイルス感染症流行後である令和2年度以降の利用者推移は、流行前に比べ落ち込んでいる状況が継続しております。

登録者数1万3千735人は貸出利用者用カード登録者数で、新規登録者の増数、及び町外転出・死亡等による減数との相殺結果として、前年度対比220人の増となっております。

蔵書冊数11万7千961冊につきましては、購入・寄贈等の冊数と保存年限精査に伴う除籍冊数の相殺結果として前年度対比467冊の減となっております。

雑誌につきましては相殺結果として152冊の減、AV資料につきましては相殺結果として57点の増となっております。

資料費582万1千円につきましては、ほぼ予算額に沿った決算額となっております。

続きまして、施設利用の状況となります。議案書13ページをご覧ください。月別の項目別の状況一覧と過去5年間の利用状況を示したグラフになります。

貸館等利用件数として、合計欄にあります集会室は84件879人で、前年度対比、件数26件、人数126人の増となっております。

次に2階視聴覚ホールは117件1千244人で、前年度対比件数17件、人数359人の増となっております。1階ホールでの展示利用は21件で前年度対比2件の増という結果となっております。

過去5年間の利用件数、利用人数のグラフを確認しますと、視聴覚ホールの件数のみですと117件で、新型コロナウイルス感染症が流行する前であります令和元年度の112件に近い数値となっており、利用人数も1千244人と千人台に回復しております。

集会室については、利用件数が84件と前年度より26件の増となっているものの、テスト前の学習室の開放等を行わなかったことなどにより、コロナ禍前の令和元年度の件数132件よりは少ない結果になりました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○体育課管理係長 それでは、令和4年度の社会体育施設利用状況についてご報告いたします。議案14ページをご覧ください。

まず総合体育館についてですが、令和4年度総合体育館の利用人数は2万5千197人で、前年と比較すると2千211人の増となりますが、令和元年度の利用者数が3万5千20人ですので、コロナ禍以前と比べますと大きく減少しております。

一般開放の状況は、トレーニング室利用が3千834人と一番多い結果となりました。トレーニング室は、令和2年度、3年度と利用制限をしておりましたが、4年度については制限を解除したことに加え、7月にフリーウェイト器具の更新と、10月にトレーニングマシンを約30年ぶりに更新しております。利用者数は増加しており、今年度において

は7月末時点で、すでに1千700人以上の利用がありますので、年間利用者数は5千人を超える見込みでございます。

次に温水プールについてです。温水プールの利用人数は1万1千183人であり、令和2年度、3年度よりは増加しているものの、令和元年度以前と比較すると利用者は大きく減少している状況にあります。令和4年10月に新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用制限や時間制限を解除しましたので、今後は利用人数も増加するものと考えられます。

次に15ページ上段、屋外体育施設についてです。屋外体育施設は体育館横の運動公園や大新スポーツ公園、落部多目的グラウンドがありますが、昨年度と比較すると増化傾向にあるものの、令和元年度以前と比べると大きく減少しております。これは新型コロナウイルスによる団体利用や大会等の中止が原因と思われれます。屋外施設に関しましては、一般利用よりも団体活動や大会等での利用が主となっておりますので、今年度以降は大会等の予約も増えてきていますので、少しずつ元に戻るものと見込まれます。

落部多目的グラウンドについてですが、利用人数が0人となっております。これは、新型コロナウイルスの影響により、団体による利用申請が1件もなく、人数集計ができなかったことによるものです。団体利用しているのは、主に落部パークゴルフ会でしたが、今年4月をもって解散したため、今後利用者はあまり増えないことが予想されます。

大新スポーツ公園のその他利用についてですが、ここ数年で増加傾向にあります。内容としては、クロスカントリーコースの利用のほか、駐車場でラジコン操作や、スケートボード等の利用によるものです。

最後にスキー場についてです。昨年度のスキー場リフト輸送人員は6万8千692人で前年より8千949人減少しております。減少の理由としては、新型コロナウイルスの影響ではなく、営業日数の減少や積雪状況によるものと考えられます。新型コロナウイルスの影響が少ない理由としては外での活動であることや、ロッジ内やリフト乗車中以外は密になることが少ないこと等が考えられます。

以上で体育施設利用状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○熊石教育事務所長 議案書16ページの上段でございます。

令和4年度ひらたないスキー場利用状況については、令和5年1月21日から2月28日までの39日間の開設で、利用者合計500人で、雪不足で開設日が10日程度遅れたことと、学校のスキー学習の実施回数の減などにより、全体利用者で大幅に減少した状況です。

次に下段の令和4年度熊石地域学校開放事業の利用状況です。令和3年度と比較しますと、全体的にコロナ禍前の水準に近づいた状況で、令和4年度旧泊川小学校体育館など3施設の開設で空手スポーツ少年団等5団体トータル2千966人の利用実績で、前年度対比845人の利用者増でした。

次に議案書17ページ、熊石歴史記念館の入館者数の実績であります。令和4年度は新型コロナウイルスに伴う臨時休館もなく、入場者数総計で821人の利用により前年度対比128人の増加であり、グラフで読み取れるようコロナ禍ではありましたが、7月からは150人前後で安定した入館者数で推移したところであります。

以上、報告第2号令和4年度八雲町教育関係施設の利用状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 11ページの令和4年度梅村庭園入園者数ですが、毎年10月の利用者数が道内・道外桁違いに多いのは、何か理由があるのでしょうか。

○社会教育課文化財係長 梅村庭園の10月の入館者数ですが、紅葉の時期で、バスでの団体ツアー利用者も多く入園することから、人数が増加しております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○福田委員 議案書13ページ図書館の施設利用状況ですが、視聴覚ホールの利用件数が毎月10件前後で推移していますが、これは図書館主催事業の件数でしょうか。

○図書館管理係長 図書館が主催した事業の他、民間団体の利用、例えば学童保育所の利用などの利用件数も含めております。

○福田委員 町民の方が利用する場合もあるかと思いますが、その中で使い勝手が悪いという意見も聞いています。貸す場合の利用条件があると思いますが、その条件を検討していただくことは可能でしょうか。

○教育長 何か町民から意見など思い当たるようなことはありますか。

○図書館長 使い勝手が悪いことについて検討できるかということですが、例えば音楽のイベントをやりたいといった場合には、やる方法についてはご相談させてもらいながら使用していただいておりますが、視聴覚ホールについては、具体的な相談は受けていません。

○教育長 何か福田委員から具体的に話せる事案ありますか。

○福田委員 有償といいますか、チケットを販売して小さなコンサートや講演会をしたいという希望が町民には多いのですが、儲けることが目的ではなく、町民にそのような機会を与えたいという声があります。ただ、講師を招聘するのに謝金がかかりますよね。その経費でギリギリの場合でも有償だとホールを使えないという認知が町民の中であるのですが、収支ゼロだったら使用できるのであれば、もっと使い勝手が良いという声は数件寄せられていました。

直接相談に行ったらいいのではないのでしょうかとお伝えしましたが、今後そういう相談があれば考えていただけるのでしょうか。

○図書館長 確かに音楽のコンサートというのもなかなか無料でというのも難しいということで、図書館自体でチケットを販売して行う場合は、今までもお貸しできないということで考えていたのですが、事前に団体のチケットを周知する中で集めるということなども含めて図書館で相談させていただいておりますので、条例や規則などもあります。そのような相談がありましたら実際どのようなことをやりたいのかも含めて検討はしていきたいと思っております。

○教育長 この条件と言うのは、条例などの法律でいうと何で定められているのですか。

○図書館管理係長 図書館法、図書館条例、規則により、料金を徴収しないとなっております。そのため、例えば図書館内のポスターの掲示でも、営利目的のものは掲示できないため、図書館としては視聴覚ホールを利用させていただきたいのですが、営利が絡んでくると難しいと考えています。

教育長 図書館法や条例であっても今の説明で営利というところで営業行為など類するところがあると思うのですが、福田委員おっしゃるように収支のバランスが取れていて、利益が生じないのであればということも考えていただきたいというのが福田委員の意見だと思いますので、図書館に協議会もありますし、いろんな方の意見を聞きながらどのようなことができるか検討する必要があるかと思います。

また、図書館法などもありますし、他の公共施設もありますのでそちらの取扱いがどのようなになっているか調べる必要もあろうかと思います。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第6 その他

○教育長 日程第6 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第10回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時42分】